

令和3年2月3日

神奈川県行政書士会
会長 田後 隆二 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

緊急事態宣言延長に基づく協力要請について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年2月2日、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言を3月7日まで延長したことを受け、本県では、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり改定し、現在の措置を延長することとしました。

引き続き飲食店等については、法第24条第9項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請します。

一方で、人が集まり飲食につながる可能性がある施設に対しては、特措法によらない、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）の協力をお願いいたします。この場合、法第45条第2項に基づく要請、同条第3項に基づく指示、同条第4項に基づく公表を行うことはありません。

その他、事業者の皆様への要請・働きかけとして、テレワークの推進等による出勤者数の7割削減をはじめ、「別紙」のとおりお願いさせていただきますので、貴団体におかれては、該当事項について引き続きご対応いただくようお願いいたします。

本県における新型コロナウイルスの新規感染者数は、1月中旬以降に減少傾向に転じましたが、依然として200人を超える数の新規感染者が毎日発生しており、医療提供体制の厳しい状況が継続しています。事業者の皆様とともに、県民の皆様を守るために、県民総ぐるみでこの緊急事態を乗り切りたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針
- 3 (別紙) 事業者の皆様へ

問合せ先

政策局政策法務課 訟務グループ 吉原
電話 045-210-1111 (内線 2422)